

手続案内 詳細説明

■ 手続名称

食品衛生責任者設置（変更）届

■ 届出時期

設置又は変更後、速やかに

■ 届出者

営業者

■ 添付書類

添付書類については、要件欄に「全ての届出者」とあるものは全ての届出者が提出し、要件の指定がある場合は、当該要件に合致する届出者が当該添付書類を提出してください。

「必須」とあるものは必ず提出し、「任意」とあるものは審査者（＝福岡県各保健福祉（環境）事務所保健衛生課職員）の求めに応じて、提出してください。

要件	添付書類	必須／任意
食品衛生責任者を新たに設置した場合及び変更した場合	食品衛生責任者の資格を有することを証明する書類 ※調理師免許証（写）、栄養士免許証（写）、食品衛生責任者養成講習会修了証（写）等	任意
代理者が届出を行う場合	届出者が代理人に手続きを委任する旨の「委任状」※様式は問いません。	必須

■ 食品衛生責任者の資格

次のいずれかに該当する方は、食品衛生責任者となることができます。

- ・ 食品衛生管理者
- ・ 栄養士
- ・ 管理栄養士
- ・ 調理師
- ・ 製菓衛生師
- ・ 食鳥処理衛生管理者
- ・ 船舶料理士
- ・ 食品衛生責任者養成講習会修了者※

※ 他自治体（都道府県・政令指定都市・中核市）で食品衛生責任者養成講習会を終了し、食品衛生責任者の資格を得た方も含みます。

■ 問い合わせ・受付窓口

営業施設所在地を管轄する福岡県各保健福祉（環境）事務所保健衛生課へお問い合わせ、届出を行ってください。

なお、営業施設所在地が北九州市、福岡市、久留米市内に所在する場合は、各市の食品衛生担当部署へ届け出てください。（詳しくは、各市の食品衛生担当部署にお尋ねください。）